

秩序は失われたか
—政治権力細分化の諸段階（古代から中世にかけての日本、西欧、ビザンツ）—

ジャン＝ピエール・ドリユモー
(岡崎敦訳)

序

学生たちに非常にさまざまな歴史的な枠組みを提示せねばならないとき、ときたま、経験だけに頼るかたちであれ、構造的に似たようなプロセスを見極めながら比較し、類似性を提示したりするものです。ところで、ここでまずはっきり申しておかねばならないのは、私は比較史の専門家ではないということです。ここでは、私自身の歴史教育の経験に基づいてお話することになります。その対象はといえば、実はかなり多様でした。西欧中世全体だけではなく、ビザンツ帝国や近東、さらには長きにわたって、古代から明治時代に至る日本の歴史を講じてきたのです。そのなかから、この報告では、権力の細分化についてお話ししたいと思います。報告に先立って、テーマの選択について、いくつか述べておきたいことがあります。

私の日本史に対する関心は個人的なもので、まずは20世紀前半の日本に向けられていました。しかしながら、中世史研究者として、私は、日本は中世なるものを経験したこと、つまり、西欧と同じく、戦士エリートへの支配と、ときたま封建制と呼ばれる軍事奉仕と封の授与に基づくシステムによって特徴づけられる時代を有していることを知りました。日本が、1150年から1220年の間の時期に、戦士によって支配されながら大きな変容を蒙ったことは、同時代人によっても感じられていたことです。「武士の時代」という表現は、1220年に、延暦寺の僧であった慈円によって用いられています。「中世」という用語については、この語が最初に日本について用いられたのは、ピエール・スイリによれば、1906年、原勝郎が、「二つの安定した時代にはさまれた過渡期」、すなわち宮廷によって支配された古代と江戸時代の間の時代に、この語を当てはめたときでした。実際、この日本「中世」においては、封建的なタイプとみなしうるさまざまな組織が見て取れます。a) 人間同士の紐帯に基礎を置く戦士の集合体（家臣制）、b) 軍事奉仕の見返りとしての封の授与、c) 農村領主制と呼ぶもの、d) 宗教組織の役割に関する西欧との類似性、などです。結果として、フランスの歴史家たちは、封建制についての総合的著作を書く際には、日本を叙述に含めてきたのです。たとえば、マルク・ブロックの『封建社会』（1939年）¹、ロベール・ブートリュッシュの『領主制と封建制』（1968年）²ですが、しかしながら、これらは興味本位の比較でしかありませんでした。

フランスではじめて、比較の可能性とその限界という問題をきちんと提起したのはピエール・スイリです³。しかしながら、彼は、実際には、元寇後の1280年から1350年の時期に生じた社会的危機をはきんで、「二つの中世」があったと考えました。

¹ Marc BLOCH, *La société féodale*, (1939-1940), 3^e édition, Paris, Albin Michel, 1970

² Robert BOUTRUCHE, *Seigneurie et féodalité*, Paris, Aubier, 1968

³ スイリは、以下の書物の「中世」部分の執筆を担当している。この書物は、フランスにおいて画期的なものだが、あまり流布していない。Francine, HÉRAIL (et collaborateurs : J. ESMEIN, F. MACÉ, NINOMIYA H., P. SOUYRI), *Histoire du Japon*, F- 42120 Le Coteau, Horvath, 1990. 彼は後に、この章を以下の書物に増補して採録した。Pierre SOUYRI, *Le Monde à l'Envers. La dynamique de la société médiévale*, Paris, Maisonneuve et Larose, 1998. 彼の業績のおかげで、とりわけ社会経済史について、西欧の近代的な歴史の諸カテゴリーを通して、日本史を理解することが可能となった。逆に、カルヴェの以下の書物は、スイリの叙述は日本史を過度に西欧的な言説で描いているとする反発があることを示している。CALVET Robert, *Les Japonais. Histoire d'un peuple*, Paris, A. Colin, 2003. 事実関係の詳細について西欧で参照すべき書物は、依然として以下のものである。George SANSOM, *Histoire du Japon* [trad. de : *A History of Japan*, 1974], Paris, Fayard, 1988. 最後に、平安、鎌倉時代の重要な叙述資料は、以下の翻訳で読むことができる。René SIEFFERT et Francine HÉRAIL, *La cour du Japon à l'époque de Heian aux X^e et XI^e siècles*, Paris, Hachette 1995.

「1050年から1280年の間の時期には、一つの均質な心理＝文化的統一性があった。これは、伝統的な政治史に基づく時期区分とは無関係であり、いわば中世の第1期、あるいは古代末期とも表現できる時期である。ついで、1280年から1350年頃、社会慣習、心性、生産関係、表象などの諸面で亀裂が生じ、その結果、中世の第2期が誕生した。これは16世紀の半ば頃まで続く。」⁴

この中世の第2期には、諸権力の解体傾向が甚だしく、これは応仁の乱後、さらに加速しました。日本は当時、さまざまな性格の政治単位からなるモザイク状態であったのです。

以上の日本史概観を受けて、本日の報告テーマ、政治権力の細分化へと移ります。日本の中世第2期を特徴づける諸権力の細分化現象については、西欧の歴史においても、これが複数の段階で進行したことが知られ、研究されてきました。私はさらにここで、ビザンツ帝国を、とりわけコンスタンティノープルに焦点をあてて、取り上げてみたいと思います。ところで、この中央集権化された帝国は、権力の細分化が生じていない反対の例として見られているかもしれません。しかしながら、それは程度の問題であり、最終的には帝国は解体してしまうのです。

1. 政治的細分化の研究史

「一つ」か、あるいは「多数」か

西欧では伝統的に、統一の時代は歴史上素晴らしい時代とみなされ、その解体はときたま明白に遺憾の念で思い起こされました。たとえば、ローマ帝国やカロリング帝国、とりわけ前者はその典型です。大家の筆になるとはいえ議論も多い『貴族の誕生』(1998年)⁵という書物のなかで、カール＝フェルディナント・ヴェルナーは、ローマ帝国の終末が、いかに西欧における歴史的考察を魅了してきたかについて、以下のように述べています。「ルネサンスの人文主義以来、西欧は、ローマ帝国の喪に服してきた。その消滅の諸原因について議論を続けながら。」さらに付け加えて、「大帝国や大文明の終末は、深刻な危機という脅迫観念に取り付かれた20世紀末の現在、今日的な意味を持っている。」これに、1990年代のソヴィエト連邦の崩壊を付け加えておきましょう。この国家は、異なる基礎の下とはいえ、ツァーリの帝国を継承する帝国のようなものとみなされていたのです。ヨーロッパにおける目下の課題はといえば、国民国家の解体の可能性です。これは、かつては国民的な基盤のもと、永続的とみられていましたが、実際には統一性を欠き、人為的に統合されたものであることが明らかとなりました。

ところで、国家と諸権力の崩壊が歴史的な現象であるとしても、この問題に対するまなざしは哲学的な選択と切り離されてはなりません。「一つ」か、「多数 Multiple」か、あるいはフランスで現在よく使われる表現では、「複数 pluriel」か、というかたちで問題が提起されます。デカルト的フランス精神によれば（これに限りませんが）、「一つ」は完璧であり、複数は不完全、すなわち未完成、悪化を意味します。フランス文化は中央集権的ですが、それは統一にとらわれているからです。細分化とは統一性が失われることを意味し、その結果、悪い方への変化、劣った状態への転落とみなされます。政治に関しては、しかしながら、他の諸文明になかにも、同じく統一性を称揚し、細分化を無秩序とみなすものがあります。たとえば中国がそうです。ここでは、統一性をよしとする見方は、政治においては、もっとも豊かな統一形態である帝国の価値を高く評価する傾向として現れるとしておきましょう。しかしながら、帝国なるものも、本質的には複数の単位の集合体であり、多様性を適正にコントロール出来ねばなりません。ここでは、大日本帝国は別としておきましょう。これは、ヨーロッパの諸王国と同様、国民的と形容可能な基礎を有していたからです。

フランス史の叙述は、中央集権化の政治的・文化的プロセスによって特徴づけられます。フランスの統一性は、12世紀、あるいは13世紀から、徐々に構築されてきたというわけです。逆に、ヨーロッパにおいても、在地的な自律性が非常に根強い複数の地方をかなり遅れて統一した複合国家ドイツでは、歴史家た

⁴ P. SOUYRI, *Le Monde à l'Envers*, op. cit., p. 153

⁵ Karl Ferdinand WERNER, *Naissance de la noblesse*, Paris, Fayard 1998

ちのまなごしは、政治的細分化について否定的なものではありません。たとえば、ヴェルナーは、ポスト＝ローマ期についてもポスト＝カロリング期についても、諸権力の委譲という秩序だったプロセスを見ています。フランスの歴史家たちはといえば、そこに解体や崩壊しか見ず、ヴェルナーは、政治的プロセスに関してあまりに予定調和的であるとみなしています。ここで「紀元千年の変容」と呼ばれる現象についての有名な論争を思い起こしてみましよう。1960年から90年頃までの歴史研究は、980年から1050年の時期に、一つの裂け目、つまり無秩序と君主権力の崩壊というコンテキストにおける、諸権力細分化の加速化が進行したと考えてきました。この結果、城領主による在地権力の「暴力による」篡奪が行われたというわけです⁶。ドミニク・バルテルミによる一連の指摘により⁷、近年の研究では、この壊滅シナリオは否定とまではいわないまでも、低く評価され、従来考えられていた以上に、在地権力のより秩序だった委譲があったと考えられるに至っています。

細分化の諸形態

およそ行政が機能するには、在地の現実や実際の必要性を考慮に入れていなければなりません。原理上は統一された国家でも、通常多くの管区に分割されているものです。たとえば、古代の日本の行政管区、9-10世紀のビザンツのテマ制、さらにカロリング期の伯領などがそうです。これらの行政下部領域は、中央権力が地方役人、とりわけ自分の名前で個々の領域を束ねている者たちをしっかりとコントロールしている限りでは、政治的細分化を意味しません。システムの凝集力は、地方役人をコントロールする手段にかかっています。彼らを任命、罷免したり、報告書を出させたり、権力乱用を防いだり、公権力や公的収入を私物化しないように実際に出来るかどうかなのです。地方の長官（伯やビザンツの軍事長官）が地域の特権層に組み込まれたり、彼らが保持する地方に根を下ろし、そこで子分たちを養い、とりわけ財務や裁判をごまかすために、在地の名望家とつるんだりすれば、中央権力の弱体化の兆しといえるでしょう。

さらに、既存のコミュニケーションの具体的手段との関係で、支配領域があまりに広すぎる場合もありえましょう。これはとりわけ、迅速な対応を必須とする軍事上の諸問題が提起される場合には深刻です。つまり、辺境での戦争や海賊の攻撃などです。よく知られているように、カロリング期末期（9世紀末から10世紀）に権力を振るった在地の有力者たちは、あらゆる種類の強奪からその地域を防衛することで評判を勝ち得た者たちでした。たとえば、フランドル伯、バイエルン公、さらには904年以降のローマの貴族リーダーたちです。1204年頃、ビザンツ帝国領内のあちらこちらで権力を掌握したいいわゆる「暴君」たちもまた、権力瓦解状況の一般化のなかで、各地域に生まれた成り上がりなのです。

他方、しばしば潜在的に見受けられる側面として、統一を終わらせる細分化の力は、統一の時期にすでに存在した多様性が吹き出したものとも考えられます。この点は、カロリング世界において非常に明瞭で、そこでは、8世紀のカロリング王たちは、フランク王権にかつて属していながら、そこから完全に解放されてしまった領域や人々を、自らの支配のもとに統合する努力を続けていました。しかしながら、このような構築物は、雑多な要素や人々の集合体であって、この特徴は、シャルルマーニュの治世においてなおいっそう強まりました。彼は、774年にイタリアのランゴバルド王国を征服するなど、さらに多くの雑多な要素を包含したからです。ルイ敬虔帝の後継者たちのもとで生じた帝国の分割、さらには888年以後の、「民族的」な諸王国、諸領邦へのさらなる解体は、部分的には、これらの政治実体を承認するものでした。ドイツについては、「民族的公領 *Stammeshertzogtümer*」という言い方がなされています。最近の研究では、その「民族的」性格を若干低く見積もるにいたってはいますが。

個別の枠組みを検討する前に、最後に指摘しておきたいのは、歴史家を含めて多くの人々は、「下克上」という状況、すなわち、「下の者が上の者に打ち勝つ」ことにマイナスの評価を下していることです。また、

⁶ 「紀元千年の変容」説にたつ主要な地域研究の学位論文としては、Georges, DUBY *La société aux XI^e et XII^e siècles dans la région mâconnaise*, Paris, SEVPEN, 1971 ; Pierre BONNASSIE, *La Catalogne du milieu du X^e à la fin du XI^e siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vol., Toulouse – Le Mirail, 1975-1976

⁷ Dominique BARTHÉLEMY, *La mutation de l'An Mil a-t-elle eu lieu ?*, Paris, Fayard, 1997 ; ID, *L'An Mil et la Paix de Dieu. La France chrétienne et féodale, 980-1060*, Paris, Fayard, 1999

諸権力の細分化に対する評価も、その様態によって非常にさまざまです。たとえば、権力の委任、委譲（君主が承認した中間権力）、さらには「暴力的な」篡奪のどれが問題となっているのでしょうか。最後の篡奪については、「中央」からのコントロールが効かない地域に根を下ろし、誰にも責任を負わない軍事的な集団のリーダーが有する事実上の権力、という理解です。西欧では、しばしば城主が、このように生成したとみなされてきました。実際はといえば、事態は、かつても指摘されていたことですが、より秩序だったものでした。実際の権力細分化は、非常にしばしば上級権威の尊重のもとに行われました。封建関係がきちんと機能したのです。事実上の独立が生じた場合でも、上級権威が完全に排除されることはなく、王や領邦君主は荣誉ある上級の地位として仲裁の機能を果たしました。たとえば、11世紀のフランス王国では、諸権力が、伯、さらには城主のレベルまで非常に細分化されましたが、そこでも王権がそれ自体として否定されたことはありませんでした。中世末期、さらには近世のドイツ、神聖ローマ帝国においても同様で、そこでは帝国制度は1806年まで生き延びました。応仁の乱後の戦国時代における日本については、政治的な権力解体の結果、戦争が蔓延したとはいえ、天皇制度が否定された訳ではなく、将軍の地位も1573年まで存続していました。確かに、天皇はいわゆる権力者ではなく、将軍も状況を掌握する力を失っていましたが、彼らが存在し続けたことには意義深いものがあるように思えます。他の場所では、権力の頂点が見え難いこともあります。たとえば、1250年から1450年の時期の北部および中部イタリア、あるいは同時期のビザンツ世界がそうで、後者に関してはコンスタンティノープルに皇帝が復活したにも関わらずそうなのです。

2. 中世の日本

権力の細分化から統一へ

かりに天皇家の起源が神々の神秘に包まれていたとしても、古代初期の日本の政治組織は、当初の分散状態から、日本空間内での権力の集中化への動きによって特徴づけられるように思われます。

弥生時代の日本は、通常、頻繁な戦争に明け暮れた多数の部族集団の集合体として叙述されています。また、古墳時代は、ホメロスによって描かれたギリシア（紀元前14世紀）に比較可能と思われれます。多くの地方王権が、ときに連合を組みながら並立しているのです。いずれにせよ、社会権力の象徴となる古墳を建設させたのは、これら強力な地方豪族だったでしょう。

6世紀から7世紀にかけて、大和朝廷が権力を確立し、他の有力豪族家系がこの新しいシステムに統合される一方で、中国から、多くの重要な政治、文化、宗教要素が導入されました。フランソワ・マセは、「中華文明標準への日本の組み込み」と述べています⁸。当時日本では、朝廷の機能は、綿密に編纂された法典によって詳細に定められていました。地方行政に関しては、古代日本は全部で68の管区に分割されており、それらはまた小管区、さらには村落に分けられていました。ところで、法典は、地方行政については非常に簡単にしか触れていません。朝廷は、地方へ4年任期で一人の国司（地方行政機関の長官）と数名の補佐役人を派遣していました。これでは少なかったため、国司は自分自身でスタッフを集めねばなりません。現地で、在地の名望家の中から下役人を徴募したのです。彼らは、しばしば、前任者が雇用した人間をそのまま用いたため、在地の恒常的な行政エリートが形成されることになりました。これは、12-13世紀のイングランドにおいて生じたこととそっくりです。そこでは、王によって伯領に派遣されたシェリフが、在地エリートとともに仕事を果たすことになっていました。国司の職務は、朝廷に税を届けること、秩序を維持すること、人民の数について報告することでした。イングランドのシェリフと同様、彼らは職務の終了時には、報告書を作成しました。しかしながら、彼らはしばしば、朝廷、あるいは被統治者から、不正蓄財のかどで告発されています。朝廷はこれらを根絶できなかったのです。

この機能不全は、平安時代には危険なまでの広がりを見せ、朝廷は次第に地方に対するコントロールを失っていきました。スイリによれば、この時期（10-11世紀）は、「地方の覚醒」によって特徴づけられるといいます。この表現は、「在地名望家層の社会的自律化がゆっくりと進行するプロセスで、彼らはとりわ

⁸ F. MACÉ dans : F. HÉRAIL et coll., *Histoire du Japon, op. cit.*, p. 40

け東の地方で軍事化する」⁹という意味で理解されます。この在地名望家の自律化は、私的所領の形成プロセスと結びついていました。この変化の主要人物は国司でした。というのも、彼らが地方の税徴収を引き受けており、彼らなくしてはほとんど何も立ち行かなかったからです。彼らは、貴族、あるいは天皇家の一族出身でしたが、藤原氏が上級官職を独占したことから、宮廷での昇進が望めなくなったため、国司のポストへと方向転換してきたのです。ある者たちは地方に根を下ろしました。彼らは膨大な富を手中にし、名望家たちの間で親分・子分関係を形成しました。ところで、土地をめぐる競合関係の増加のため、在地の紛争が頻発化した結果、戦うことが以前よりいっそう重要な社会的機能となりました。

1180年頃に確立した「封建的な」システムは、それゆえ以前からの変化によって準備されてきたものです。つまり、膨大な土地の主人で、しばしば国司でもある地方の大領主（大名）の成長で、彼らは階層構造をもった戦士集団を率いていました。この「武士団」の出現は、とりわけ関東と九州で目立ちます。スイリが述べるように、「天皇国家は、辺境では中央でよりもあまりよく機能していなかった」¹⁰ためです。10世紀にすでに形成されていた武士団が、真にしっかりと確立するには11世紀後半を待たねばなりません¹¹。これらの武士団は、名声において複数の階層に区別される戦士たちからなり、「大名」の住居の周囲に編成されていました。彼らを大名に結びつける紐帯の強さが強調されてきましたが、これは、8世紀はじめのフランク世界の戦士集団とシャルルマーニュの祖先たちとの関係によく似ています。

このような状況は確かに、朝廷が地方に対するコントロールを失ったことを意味していますが、決して権力の細分化には直結しません。のちに、全盛期のカロリング帝国やビザンツ帝国における同様な例を見ることにしましょう。逆に、日本に特有な持続的特徴は、西と東、関西と関東の対立です。頼朝は鎌倉に幕府を開き、東の地方の地位の上昇に道を開きました。しかしながら、10世紀にすでに、大きな反乱が東の地方を動揺させていました。たとえば、平将門の乱は935-941年に生じています。将門は、東の地方において「新しい天皇」と自称しました。頼朝、および鎌倉権力の後継者である北条氏の成功は、逆に、西の問題を彼らに提起することになりました。1221年の事件の後に、朝廷と中央および西の地方の武士たちを監視するため、探題職が設けられました。鎌倉幕府末期の西の地方は、コントロールし難い地域になっていたようです。そこには「悪党」と呼ばれる戦士集団が増殖していました。東西の地域対立は、室町時代にも続きましたが、関係は逆転しました。足利幕府は京都に置かれ、鎌倉には副将軍が置かれました。関東管領職についても同様です。

西欧の書物では「封建的」と形容される鎌倉幕府の成立は、政治体制の大きな変化でしたが、日本の政治的細分化をもたらしたわけではありません。幕府は、中央集権的な軍事・政治組織です。もっとも重要なのは、将軍の直属大家臣（一身専属家臣）で、地方の軍事長官であった「守護」の役割でした。最後に、鎌倉幕府における官僚制の重要性の高まりについて指摘しておきたいと思います。これは、続く足利幕府には欠けていたものでした。

自律性の高まりへ向けて

日本中世の第2期を特徴づける政治的・社会解体现象の萌芽は、元寇から1333年の鎌倉幕府の崩壊までの数十年間の間にすでに見受けられます。13世紀末にすでに、経済と社会の非常に大きな流動化が観察されるのです。ピエール・スイリは、自律化プロセスは、今回は、より低い層の人間階層、つまり小農民層をとらえたことを強調しています¹²。これは、14世紀には、農村共同体の増殖へとつながりましたが、領主の不正や武士たちの脅威に対する共同防衛を目指すものでもありました。武士たちの中の「水平的な」同盟関係の発展も、同じ文脈で理解されます。しかしながら、14世紀初めにはまた、大きな社会的、文化的、さらには美的な不安定の兆しが現れました。これは、とりわけ娑婆羅という奇妙な現象によく現れて

⁹ P. SOUYRI, *Le monde à l'envers, op. cit.*, p. 38

¹⁰ *Ibid.*, p. 42

¹¹ *Ibid.*, p. 46

¹² *Ibid.*, p. 136

います¹³。婆娑羅的態度とは、既成の価値に挑戦するある種の挑発的態度です。もはや自明な権威は存在しないという考えが、たとえば高師直の寺社や天皇制度に対する言行に表明されています。この態度は一般化したものではありませんが、応仁の乱後の日本をとらえた厳密な意味でのアナーキー状態について、多くのことを教えてくれます。下克上によって特徴づけられる時代、つまり「下の者が上の者の優位に立つ時代」、ピエール・スイリの書物のタイトルを借りれば、「逆さまの世界」なのです。

室町幕府は、そもそも日本の統一性を回復することを目論んでいました。尊氏は、頼朝と同じような封建的なシステムを復興させようとしたのですが、そのもっとも重要な要素は、地方の秩序維持の責任を負い、南朝に組み入る者たちと戦う守護でした。守護職を供給する大武士家系に対する足利将軍の力は弱体で、彼らをよく制御できませんでした。室町幕府の最盛期を築いた義満の成功の大部分は、この点での彼の巧みさによるものでした。しかしながら、武士団の凝集力を保証していた古くからの忠誠は、もはやかつてのようには機能しませんでした。足利幕府の時代は、突然の態度の変化や裏切りにあふれています。

足利将軍は、15世紀初めまで、凝集力のある政治体制を維持していましたが、1441年をすぎると、その権力は弱体化し、力関係は決定的に、大領主である守護に有利に働くようになりました。その背後を彩るのは、複雑な様相を呈する危機、ならびに領主制自体を機能不全に陥れた在地の同盟関係の形成です。守護は、自分の統治領域を独立国家のように支配しました。しかしながら、彼らの権力は、将軍からの形式的ではあれ正当化に負っており、それゆえに、彼らは将軍をコントロールしようとしたのです。しかしながら、応仁の乱の後には、これが彼らの崩壊の原因となりました。なぜなら、彼らは互いに京都における優位をめぐる相争い、自分たちの領地はその大家臣たちに委ねていたのですが、最終的には、彼ら大家臣たちが彼らにとってかわるからです。大武士家系衰退のもう一つの原因は、継承争いがありました。

応仁の乱は、山名氏と細川氏の対立から始まりました。最終的に、いくつかの高貴な家系が消滅し、他方で、守護たちが領地の管理を委ねた大家臣である守護代が、歴史の舞台に現れます。しかしながら、守護代もまた、現地では、武士たちの同盟や農村・都市共同体に対して、自らの地位を承認させねばなりません¹⁴。領主制もまた脅かされていました。応仁の乱以前にすでに、所領機能は衰退しており、その後さらにこれが加速することが観察されています。生活は農村を中心に組織化されました。農村共同体が、自分たちのために税を徴収し、自ら裁判を行うのです。ピエール・スイリは、菅浦について以下のように述べています。「自律的な裁判組織のもとにあるこの地に入ることは、守護には禁じられていた¹⁵。」

上位には、「惣国」という地域共同体が形成されましたが、スイリは「この組織形態は、13世紀末から14世紀のスイスのヴァルトステテン溪谷共同体を思い起こさせる」と述べています¹⁶。これは、集団を編成した小戦士である地侍の影響力が大きいとはいえ、農村共同体の同盟です。1485年の山城のそれはもっともよく知られたものですが、これら地域共同体は、実際、地方の権力を掌握し、守護の軍隊、あるいはより一般的に、領域の自治を脅かす者たちを排除しようとしたのです。しかしながら、この同盟はつかの間のもので、1493年には消滅しました。このような共同体は、農民と地侍との間の同盟に基づいていましたが、社会＝経済的なみぞが、この両者の間にも広がりつつあったのです。

このような同盟の一つで、宗教的な要素によって固められているものに、信長によって排除された有名な一向一揆があります¹⁷。「自律的な共同体」という現象はまた、日本の中央部の都市にも見受けられます。京都がその典型で、スイリによれば、「京都の都市自治は、国家の消滅によって必要とされた自己防衛から生まれた」のです¹⁸。ということは、1100年頃の西欧で自治都市の誕生を導いたものと、構造的に非常に

¹³ *Ibid.*, p. 157 et suivantes, et notamment p. 161-162 ; et SATO Kazuhiko, « Des gens étranges à l'allure insolite ». Contestations et valeurs nouvelles dans le Japon médiéval, dans : *Annales Histoire, Sciences sociales*, mars-avril 1995, n°2, p. 307-340

¹⁴ 同盟については、以下のものを参照。KATSUMATA Shizuo, *IKKI. Liges, conjurations et révoltes dans la société médiévale japonaise*, dans : *Annales HSS*, mars-avril 1995, *cit.*, p. 373-394

¹⁵ P. SOUYRI, *Le Monde à l'Envers, op. cit.*, p. 262

¹⁶ *Ibid.*, p. 267

¹⁷ *Ibid.*, p. 267 et suivantes

¹⁸ *Ibid.*, p. 274

よく似た諸条件が見られるわけです。京都においては、街区の自己防衛に基礎を置く都市共同体が形成されました。しかしながら、特に堺のように、商人都市でも共同体が生まれました。堺の活動は、1470年代から商人のイニシアティブのもと、自治的な行政が行われていた中世末期のリューベックやヴェネツィアと比較可能です。

1550年頃の日本の中心部では、多様な自治的政治組織が増殖しましたが、そこでは共通して、水平的な強固な結合を基盤としていました。かりに、実際には寡頭支配が機能していたとしてもです。これは、12-13世紀の西欧で見受けられるコミューン現象と構造的に同じものです。コミューンは、団体の発現であって（70年代のフランスでは、「集団」collectifと言われていました）、そこでは共同宣誓が根底的な役割を果たしています。

逆に、辺境地帯では、武士たちが、一つあるいは複数の国（旧国のことで地方行政単位）に、真の独立国家を築き上げました。すでに指摘されているように、これらの出発点はさまざまです。元守護で、将軍権力の崩壊によって独立したもの（今川家、武田家、島津家）、元守護代、成り上がった元家臣（毛利家）、あるいは北条早雲のように素性の知れない者もいます。これらの武士たちは、その領地においては事実上、王のように振る舞いました。彼らは法を制定し、外交を行い、凝集力の強い家臣集団を掌握していれば、強力な軍隊を手にもしていたのです。実際のところ、彼らはもはや大家臣ではなく、全権を有する権力者なのです。16世紀末から17世紀初めに統一を成し遂げた者たちは¹⁹、彼らを根絶やしにするか、あるいは自らの家臣のなかに組み込みこむことになるでしょう。戦国時代の日本の光景は、ゆえに完全な解体というものです。この段階では、考察の素材は以下の問いでしょう。統一の原則として生き延びているものはなにか、そして、共通の日本の特質はどの方向から辿りうるか、です。実際のところ、政治的解体期の西欧における教皇と同じく、天皇制は、一時的に周縁部に置かれたとはいえ、存続し続けたのです。天皇制は、苦難に満ちたダイナミックな時期を通して、西欧では「権力 potestas」と呼ばれるものを掌握する、この世の権力者ではなかったことが、むしろ有利に働いているのではないのでしょうか²⁰。

4. 西欧中世における細分化

西欧中世の歴史は、ある意味では、統一が解体する歴史です。部分的には再統合が見られるとしても長続きはしなかったのです。ここでは、とりわけカロリングの諸王たちの非常に強力な統合の後に続いた、権力細分化段階に焦点を絞みましょう。この現象は、中世盛期の幕を開いたという意味でも非常によく知られており、私たちフランスの歴史家のもとでは、この研究は古典的な位置づけを得ています。しかしながら、8世紀はじめにカロリング家の祖先が直面していたのもまた、最初の解体の結果でした。他方、12世紀以降には、王権の全般的な再構築がみられるとはいえ、中世末期には、ヨーロッパの大部分は政治的細分化への道をひたすら辿ることになります。ドイツとイタリアは、15世紀末の日本とはそれほど異ならないのです。

ポスト＝ローマ期の政治権力細分化から、フランク族の最初の拡張まで

「蛮族の侵入」による5世紀の西ローマ帝国の崩壊とは何だったのでしょうか。蛮族の人間集団が、現地の人間に対して少数であったとしても、ローマは、彼ら蛮族たちが帝国内に入り込み、そこに定住することを妨げることはできませんでした。とりわけ5世紀半ばをすぎると、すでに度重なる危機によって動揺していた中央権力は、もはや帝国全体の凝集力を維持することができず、ローマと蛮族が融合したいくつ大きな政治体が帝国から分離していきました。476年以後は、イタリアでさえもそうになりました。これらの変化が、どの程度ローマの上級権威によって承認されていたのか、つまり属州全体にわたって、蛮族

¹⁹ 秀吉については、フランスでは、以下のエリセーエフの著書がある。Danielle ELISSEEFF, *Hideyoshi, bâtisseur du Japon moderne*, Paris, Fayard, 1986

²⁰ この問題について、報告後の討論において修正意見を述べてくださった高橋一樹氏に深く感謝する。

の首領たちに対する権力の委譲は平和裡に行われたのが²¹、あるいは逆に、生の権力の現実によって強制されたものだったのかについては、議論が残り、論争が続いています。実際のところは、さまざまな場合があったことでしょう。他方、いまや唯一のローマであるコンスタンティノープルの皇帝は、旧西の帝国の属州の再征服をあきらめてはいませんでした。しかしながら、6世紀半ばをすぎると、この問題はもはや重要性を失います。

この時代、ポスト＝ローマ期のもっとも強力な支配者はフランク族ですが、彼らは、ガリアのみならず、下ゲルマニアの一部、すなわち、アレマン人、バイエルン人、チューリングア人のもとへも支配を及ぼし、その結果、彼らフランク以外の部族もフランクにならった組織化の道を歩みはじめました。個別の状況のもとで征服されたアキタニアやブルグンディアについては、分割はあったものの（とりわけアキタニアに顕著です）、独自の性格を保持しました。

この分割という現象は、フランクのあらゆる支配のありように関わるものですが、フランク王の息子たちはすべて同等に統治する権利がある、とする原則に基づくものでした。メロヴィング王国は、それゆえ、クローヴィスの後継者たちによって、何度も分割されたのです。とりわけ511年と561年の分割は重要です。部分的な統合はあったとはいえ、これらの分割は、地理的あるいは人的な凝集力よりも、後継者の平等に価値を置くものです。また、フランク族の一体性を壊すものではないにせよ、そのなかでの違いが露呈しました。たとえば、サリー・フランク、ライン・フランク、ブルグンド＝フランクなどです。これらの分国はそれぞれ真の王国であり、しばしば互いに戦い合いました。このようなメロヴィング家のなかでの分割と戦争の結果として²²、最終的には600年頃、3つの政治ユニットが生まれました。これらはそれぞれ異なる人的集団に対応し、その特権階層からは「祖国」と認識されていました。以下の「3つの王国」がそれにあたります。第一は、北東部のアウストラシアで、メッスに本拠を置き、ライン・フランク族の地や、ライン河の向こうでもフランク族が支配しているところです。第二は、セヌ河渓谷とパリに根拠を置く北西部のネウストリアです。第三は、ブルグンディアですが、これはかつてブルグンド族が支配していた空間に、フランク＝ブルグンド族が王国をたてたものです。ブルグンディアは、592年以降はもはや固有の王を持たず、7世紀の大半、ネウストリア王がブルグンディアを統治していましたが、王国自体は別の政治単位でした。613年に、ネウストリア王クロテール2世がフランク王国全体を統一しますが、これは彼の治世の間しか続きませんでした。「3つの王国」の強力な特権階層は、それぞれの王国の固有性が維持されることに強く執着したのです。

以下、簡単に政治状況をまとめておきましょう。614年から670年までの間、ネウストリア王国が黄金時代を迎えましたが²³、それは、当初は王たち、639年以後は、皇太后や宮宰によって支配された宮廷の努力によるものでした。宮宰職は、ネウストリアとアウストラシアにおいて、その後も重要性を増し続けます。ネウストリアの宮宰エブロインは、680年に暗殺されるまで、ネウストリアのみならず、ブルグンディアにおいても、宮廷の中央権力の確保に務めました。しかしながら、彼は、ステファン・ルベックが「地域主義の激化」と呼ぶものに直面せざるをえなかったのです。アウストラシアでは固有の王が復活し、ブルグンディアでも反対派の首領、オータン司教レジェが、伯やその他の高位の役職者は、それぞれ固有の「くに *provincia*」でリクルートされるように強制しました。つまり、在地の特権階層の権力を維持するということです。

とりわけ680年以降、ネウストリアとアウストラシアの両宮宰の間の争いが激化しましたが、彼らは、それぞれの王国の特権階層の一部のリーダーでした。ということは、王国内には反対派がいたということ

²¹ これは、ヴェルナーの意見である。Karl Ferdinand WERNER, *Naissance de la noblesse, op. cit.*

²² S. LEBECQ, *Les origines franques, V^e -IX^e siècle*, Paris, Seuil, 1990 (Nouvelle histoire de la France médiévale, 1), voir p. 105 sq. Sur la Francie mérovingienne, voir aussi Régine LE JAN, *Les Mérovingiens*, Paris, PUF, 2006 (Que sais-je 1238); K.F. WERNER, *Les origines (avant l'An Mil)*, Paris, Fayard 1984 (Histoire de France, tome I); Patrick GEARY, *Le monde mérovingien. Naissance de la France*, Paris, Flammarion, 1989 (trad. *Before France and Germany*, Oxford 1988).

²³ Bien mise en lumière par K.F. WERNER, *Les origines, op. cit.*

で、同盟関係の錯綜とともに、事態は非常に複雑でした。このような状況のもとで、メロヴィング王権は深刻な弱体化を呈していました。しばしば子供の年齢で王位につき、若くして死んだ王たちは、もはや単なる傀儡でしかありませんでした。しかしながら、彼らは、キリスト教以前のゲルマニアに遡る聖性（彼らの先祖は神と主張していました）も、クローヴィスの先例に由来するキリスト教化された聖性も、そして彼らに結びつけられていた王位の正統性も、手放してはいなかったのです。このような状況は、若干日本に似ているようにも見えます。そこでは、天皇は「権力 potestas」はふるわず、聖性を体現しているのです。宮宰とはいえば、とりわけピピン2世以後、751年にピピン3世がフランクの王権を奪取するまでの期間、将軍のような存在であったといえるでしょうか。ところで、687年から720年代までの時期に、二つの動きが進展しました。

第一に、687年というのは、テルトリの戦いの年ですが、アウストラシア宮宰ピピン2世（シャルルマーニュの曾祖父）が、ネウストリアに対して勝利を収めた年です。当時は一時的な勝利と思われましたが、長きにわたって続く権力の巨大な構築の始まりを告げるものとなりました。ただ、714年に死んだピピン2世のもとでは、効果は限定的でか弱かったのです。

第二に、別の観点から見れば、720年代まで、「地域主義」、あるいはここでいう権力の細分化が進行していました。アキテーヌやプロヴァンスといった巨大な政治ユニットが、フランクから独立していただけではありません。司教座都市に根拠を置く自律的な小さな政治ユニットが増殖しており、そこでは、しばしばその地の司教が、公権力や、ときたま伯の職務を手中に収めていました。このような状況は、ガリア中央部、オルレアン、オーセル、リヨンなどに広がりました。戦士のように暮らし、カロリング期の歴史家たちが「暴君」と呼んだ²⁴、このような「司教諸侯」について、彼らは、自分たちの私的な戦士、家臣たちを、自分たちが自由に処分できる公領や司教領に配置する先例となったと、以前から指摘されてきました。このような動きは、やがてこの時代の他の戦争指導者たち、とりわけピピン家の宮宰カール・マルテルらによって模倣されることとなります。

8世紀初めの時期を特徴づけるのは、真の戦争指導者の権力の拡大で、彼らは、「3つの王国」に財産や役職を持つ、散らばった特権階層の大グループを束ねる存在でもありました。これらの「超家系」²⁵は、莫大な土地を持ち、多くの修道院や司教座を手中に収めていましたが、これこそ、彼らが、軍事的には、自分たちの私的な軍隊の中核となる家臣団を作り上げる財源でした。トップとその側近に結合した、このような階層化された集団は、11世紀末から12世紀頃の日本の武士団によく似ています。8世紀前半の西欧にとって新しかったのは、家臣に反対給付を与える際のやり方です。つまり、彼らに土地財産を委譲したのですが、それは、家臣たちが、これ以降主流となった騎馬での戦闘という、戦争方法の発展に適応する装備を確保するためでした。家臣の末端は、戦うことが出来る小名望家からなってはいましたが、彼らは、相応しい装備で毎年、数ヶ月に及ぶ遠征に参加するに十分な収入をそれまで欠いていたものと思われます。財産の委譲は、軍事奉仕に対する反対給付であり、封建制の基盤の一つです。いま一つの基礎は、昔からあったもので、家臣をその主君に結びつける個人的な紐帯です²⁶。ピピン家は、教会財産を利用して、自分たちの家臣に大量に財産を委譲しましたが、その教会財産はもとはといえば、公的な土地であったのです。

²⁴ この問題については、以下の文献を参照。P. GEARY, *Le monde mérovingien*, op. cit., p. 242 sq. ギアリは、カール・マルテルのもとで、司教の役割が非常に大きく変容したことを強調している。

²⁵ この問題については、以下の基本的な文献を参照。Régine LE JAN, *Famille et pouvoir dans le monde franc (VII^e- X^e siècle). Essai d'anthropologie sociale*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1995 ; et ID., *La société du haut Moyen-Âge, VI^e-IX^e siècle*, Paris, A. Colin, 2003. R. Le Jan est aussi l'auteur de : *Histoire de la France : origines et premier essor, 480-1180*, Paris, Hachette (Carré Histoire), 1996.

²⁶ 家臣制と封建的紐帯の性格については、以下の基本的な文献を参照。Elisabeth MAGNOU-NORTIER, *Foi et fidélité. Recherches sur l'évolution des liens personnels chez les Francs du VII^e au IX^e siècle*, Toulouse-Le Mirail, 1976.

カロリング諸王の権力とその崩壊

ピピン家が、3代にわたって、フランク王国の支配を再構築し、さらにこれを上げたのは、この軍事力、つまり宮宰と彼と同盟関係にある軍事指導者たちの戦士団をもってでした²⁷。征服戦争は、王国拡張の基盤でしたが、特権階層を動員して、彼らに土地、軍事および教会の役職、さらには戦利品をもたらしました。この拡張から利を得た大貴族集団のおかげで、751年には王となったピピン家の君主たちは、頂点には君主と超強力な宮廷を、末端にはかなり粗いとはいえ凝集力のある行政網を持つ、強力で中央集権的な支配を築くことができたのです。もっとも重要な要素は、メロヴィング期からの系譜を引く伯領で、カロリング王たちは伯たちをコントロールしていました。つまり、原則的には委任官僚として、その任命権と罷免権を握っていたのです。伯は、伯領において公的な裁判を主宰し、軍隊を徴募し、公領の管理を監督し、公的な収入を徴収して、その一部を君主へ送りました。彼はまた、現地でリクルートされる「代官 vicarii」と称する下役人を持っていました。9世紀には、伯職は「恩恵として *beneficialiter*」、すなわち忠誠誓約の反対給付として譲渡されました。これは伯をよりよく維持するための方法でしたが、やがて上級官職の封建化の起源となりました。このシステムは、同じく君主によって任命される司教についても同様でした。シャルルマーニュは、彼ら司教たちを、俗人貴族よりも教養があり、信頼できるとみなしていました。最後に、君主は、自らの支配下にある諸王国に、「監察使 *missi*」を派遣しました。彼らは、法を公布し、調査し、臨時の法廷を主宰しました。王朝時代の日本と同じく、危険なのは在地の状況の不透明さでした。そこでは、伯をはじめとする地元の有力者が、権力を乱用して、教会や庇護のない民を犠牲にしていました。実際のところ、このシステムは、「偉大なカロリング諸王」のもとでは、比較的良好に機能していました。つまりピピン3世、シャルルマーニュ、そして830年頃までのルイ敬虔帝です。ところが、このルイ敬虔帝のもとで、「統一のひずみ」が生じました。シャルルマーニュは、さまざまな民の集合体を統治していたわけですが、彼は結局これらを統一できなかったのです。ルイは、あまりに急速に拡大した帝国を強固にせねばならないと考えていました。ルイと彼の助言者たちは、帝国を一つの統一体へと変化させることを望んでいましたが、さまざまな状況と相続分割によって妨げられました。

ルイ敬虔帝の晩年には、カロリング帝国は絶え間ない権力細分化へと向かうプロセスに突入し、これは1100年頃まで続きます。このプロセスを引き起こしたのは、以下の二つの要因です。

第一は、カロリング君主の間の相続分割であり、フランクの慣習にしたがって、王の息子はそれぞれ自分の王国を持つ権利があるというものです。カロリング家の支配は、偶然によって、ルイ敬虔帝の晩年まで、相続分割をほとんど免れていましたが、いまや複雑な分割に突入し、後継者たちは互いにいがみ合ったのです。840年から888年にかけて、帝国は複数の王国に解体しました。その結果、「帝国貴族」（帝国全体に利害を有していた、とりわけフランクの大家系集団）もまた複数の家系にばらばらになり、それぞれ個別の君主への忠誠のゆえに、各王国に根を下ろすことになったのです。逆に、その立場がしばしばあやうい王たちは、王国の特権階層と妥協せざるを得ませんでした。この結果、王の行動の自由ばかりか、強力な中央統治の可能性もまた脅かされたのです。たとえば、西フランク王国では、シャルル禿頭王が王国の貴族たちとの間で結んだクーレーヌの和約がそうです²⁸。

第二は、外部の略奪者たちの攻撃で、とりわけ著名なのはノルマン人、あるいはヴァイキングと呼ばれたノルウェーやデンマークの海賊たちです。彼らの活動は、14-16世紀の朝鮮半島や中国における和寇に比較可能です。王たちは、移動する略奪者たちに対抗しようとしたのですが、しばしば特権階層の協力を得られませんでした。逆に、地元では、効果的な防御を編成した地元の指導者たちが、地域的な支配を確立していきました。いくつかの王国では（西フランク、ドイツ）、王たちは、大きな領域的軍事指導職を創設し、

²⁷ ル・ジャンの前掲の文献に加えて、以下のものも参照。Geneviève BÜHRER-THIERRY, *L'Europe carolingienne (714-888)*, Paris, SEDES, 1999.

²⁸ ル・マン近くのクーレーヌで結ばれた和約は843年、すなわちヴェルダン条約の直後、王にとって厳しい状況のもとで結ばれた。しかしながら、シャルル禿頭王の統治は、ネルソンが明らかにしたように、その後は実効的であった。Janet NELSON, *Charles le Chauve*, Paris, Aubier, 1994 (trad. de *Charles the Bald*, London, 1992).

これを公あるいは辺境伯に委ねました。この任にあたった者は概して忠誠ではありましたが、888年に生じた王位の空白に際しては、そこからもっとも大きな利を得ることができる立場にいました。この年、カロリング家の血統上の不備を理由に、帝国の解体から生じた王国の大部分で、さまざまな王国に根を下ろしたフランクの特権階層から王が選ばれたのです。同時代の修道院年代記作者プリュムのレギノンの表現を借りれば、「その固有の腹から生まれた」者がカロリング家にとってかわったのです。

しかしながら、細分化はさらに深く進行しました。ここでは、9世紀末以降、公権力を在地において行使した者が、上級権力から事実上独立していくこと、そしてこのプロセスは10-11世紀を通じてさらに下方へ広がっていくことだけを強調しておきます。フランス王国については、長らく、以下の3つの段階を区別してきましたが、これらは他の地域でも若干の手直しを加えればそのまま当てはまります。

第一に、888年から920年の時期が決定的であったとみなせます。このころ、大軍事職にある者たちが、王から独立しました。彼らが王を名乗ったという訳ではありません。この時期は、大きな「領邦」が形成された時期なのです²⁹。この段階は、とりわけベルギーの歴史家ドントによって以下のように説明されました³⁰。この時期の領邦の起源は、第一に、かつての王国の復興（ブルゴーニュやアキテーヌ公領、ネウストリア）、第二に、大軍事職由来（フランドル、スペイン辺境）、第三に、その他個別のケース（ノルマンディ、ブルターニュ、ガスコーニュ）、です。ドイツでは、異なった基盤のもとに、若干不正確な表現ですが「民族領邦」と呼ばれるものが出現しました（バイエルン、シュヴァーベン、フランケン、ザクセン）。これらは、部分的にはかつての王国の復興とはいえ、いずれもカロリング期に創設された行政管区です³¹。

これらの領邦では、領邦君主（公、辺境伯、伯）は、肩書きはともかく、ほとんど王のような存在でした³²。彼らは、「神の恩寵によって」統治し、軍事ならびに上級裁判において王にのみ留保された上級の特典を自由に行使していました。実際のところ、彼らは、複数の伯領を含む領邦内において、中央部に位置するいくつかの伯領は（バルテルミの表現では「内圏」）強固に掌握していたとはいえ、「外圏」ではその権力はより不確かだったのです³³。ここから、第二段階が生じました。

第二に、930年から1000年頃、個々の伯領の伯たちが、領邦君主から独立しました。いくつかの形態があります。第一に、外圏に位置する辺境部の伯領が分離した例、第二に、相続分割の結果、領邦が解体した例（942年のエルベール2世死後のヴェルマンドワ）、ネウストリアのロベール家（987年以後はフランス王）³⁴領邦で生じたように、公によっていくつかの司教座都市に配置された副伯が、伯の肩書きを篡奪した例（アンジュー伯、ブロワ伯の起源）などです。ところで、ここで指摘しておきたいのは、権力の細分化の最終段階にいたっても、公や伯たちは依然として権力者であり続けたことです。権力の解体が極限に達した1100年頃でさえ、第一回十字軍の指導者とは、公や伯たちでした（ノルマンディ公、アキテーヌ公、トゥールーズ伯、フランドル伯、ブロワ伯。下ローヌ公ジョフロワ・ド・ブイオンは帝国の大家臣）。

第三の段階は、10世紀末に始まり、11世紀を通じて進行します。この段階は、当時はまだ木で作られた

²⁹ はっきりと区切られたカロリング期の行政管区をもとに形成されたことから、一般にこのように呼ばれている。〔訳注。フランス語は、*principauté territoriale*。つまり、「君主の支配のもとにある領域」の意味。この場合の「君主」とは、公、辺境伯、伯などが念頭に置かれている。〕

³⁰ Jan DHONDT, *Études sur la naissance des principautés territoriales en France (IX^e- X^e siècle)*, Bruges, 1948

³¹ Voir à ce sujet Geneviève BÜHRER-THIERRY, Thomas DESWARTE, *Pouvoirs, Église et société. France, Bourgogne, Germanie (888- XII^e siècle)*, Paris, CNED-Sedes, 2008, notamment p. 101 sq.; et aussi G. BÜHRER-THIERRY, *Évêques et pouvoirs dans le royaume de Germanie. Les Eglises de Bavière et de Souabe, 876-973*, Paris, Picard, 1997, p. 23-48.

³² Voir à ce sujet Olivier GUILLOT, Albert RIGAUDIÈRE, Yves SASSIER, *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, tome I: *Des origines à l'époque féodale*, Paris, A. Colin, 1994-1995, p. 159 sq., mais ce volume est un ouvrage de référence pour l'ensemble de la présente étude. Voir aussi Laurent THEIS, *L'héritage des Charles. De la mort de Charlemagne aux environs de l'an mil*, Paris, Seuil, 1990 (Nouvelle histoire de la France médiévale, 2).

³³ 内圏と外圏との区別については、以下の文献を参照。Dominique BARTHÉLEMY, *L'ordre seigneurial, XI^e- XII^e siècle*, Paris, Seuil, 1990 (NHFM, 3), p. 15-16.

³⁴ 987年以前にも、ロベール家からは、ワード（888-898年）、ロベール1世（922-923）という二人のフランス王が出ている。

城を根拠とする城領主制の出現に特徴づけられます。ここでは、城主は、それまでは領邦君主や伯たちが手中にしていた、本来は王にのみ留保された権利を行使します。最近まで、この段階は、暴力と無法状態が支配する、バン権の全般的な篡奪状況として叙述されてきました。自由農民にとっては、階級分裂と抑圧の進行の時代というわけです。現在では、非常にしばしば、状況は比較的秩序だったやり方で進化したとみなされるようになりました。確かに、ときたま「粗野な城主」も出現しましたが、彼ら城主は一般に、そもそもは伯の代官か、あるいは在地の代理であり、彼らは、伯たちから在地の裁判集会の主宰や城塞の守護を委任されていたのです。たとえば、レンヌ伯によるフージェールの城の委任がそうです。最終的には、強力な城主が伯と覇を競うに至ったのは事実です。伯、領邦君主、さらには王までもが、「内圏」においては城主と同じ地位にあったからです。

11世紀のフランス王国では、政治権力の細分化が非常に進みました。農民にとっては、「政治」とは城主の支配に他ならなかったのです。しかしながら、たとえ王権が無力であり、この無能力は、987年のユーグ・カペーの王への選出から12世紀初めまでの期間、さらに悪化したにもかかわらず、フランス王国という枠組みや王は、存続し続けたのです。

888年に、諸侯は王国を分割することを望まず、なんとか一人の王を選出することで合意しました。王は選挙で選ばれることになったのですが、聖別式は、王に大きな聖性を付与したので、原則的には王権に手を付けることはできませんでした。このため、王たちは、自分の生前に息子を聖別させ、世襲を確かなものとしようと企てました。帝国貴族の系譜を引くロベール家は、かくして987年以降ずっと王位を確保することになります。しかしながら、実際の権力とその行使の範囲は、11世紀には限定的でした。領邦君主たちが彼らに従わないばかりか、王たちは在地の戦闘に巻き込まれ、ときにはイル＝ド＝フランスの城主たちと戦わねばならなかったのです。しかし、王は無視されていたとはいえ、諸侯は王が上位に位置することを承認していました。さらに王権は、教会をしっかりと掌握していたのです。

1100年頃、政治権力の細分化は、フランスのみならず、多くの地域で最高潮に達しました。まさにこのころ、北フランスでは最初のコミューン、イタリアではコンシュラが出現します。これらは集団誓約によって平和を約し合う団体です。しかしながら、12世紀を通じて、上級諸侯、最終的には王の権力の再構築が進行します。この傾向はどこでも見られるものです。たとえばイングランドでは、1135年から1154年の内乱ののち、プランタジュネット家のヘンリー2世のもとで、シチリア王国では、1128年の統合の後、ルジジェロ2世のもとでのようになります。神聖ローマ帝国では、フリードリヒ・バルバロッサとその助言者たちは、ドイツ、イタリア、ブルゴーニュにおいて、成功の具合は一様ではないとしても、凝集力のある王権を構築しようと努力しました。13世紀には、ドイツとイタリアでは権力の細分化が進みますが、これは他のヨーロッパの大部分とは対照的です。フランスは、この君主権力の再構築の動きを押し進め、13世紀には大きな成功を収めることになるでしょう。

4. ビザンツ —秩序は維持されていたのか—

ビザンツにおける統一と解体。全体の枠組み

ビザンツ帝国は³⁵、形式上は、5世紀から15世紀まで、コンスタンティノープルを首都とする東ローマ帝国として存続し、とりわけ5世紀末以後は、唯一のローマ帝国でした。1204年に、第4回十字軍によるコンスタンティノープルの征服と帝国の分割によって一時消滅しますが、その後、小アジア半島西部のビザンツ領から復興しました。このニカイア帝国は、1261年に首都を奪還しますが、オスマン＝トルコの圧力の高まりを受けて急速に弱体化し、ついに1453年、歴史に残る包囲戦の後、滅亡しました。

公権力細分化について検討する際、ビザンツ帝国を含めることは、逆説的にもみえるかもしれません。

³⁵ ビザンツ帝国についてのフランス学界の研究文献目録は、ヌヴェル・クリオの『ビザンツ世界』を構成する3冊の文献の出版により、格段に豊富なかたちで提供されるようになった。この3巻はまた、最新の研究動向を総合的に示してくれる。Cécile MORRISSON (dir.), *Le Monde byzantin I: L'Empire romain d'Orient (330-641)*, Paris, 2004; Jean-Claude CHEYNET (dir.), *II: L'Empire byzantin (641-1204)*, Paris 2006; Angeliki LAIOU (+), Cécile MORRISSON (dir.), *III: L'Empire grec et ses voisins, XIII^e-XV^e siècle*, Paris 2011.

この帝国は、1204年までは、強力で中央集権的な国家であり、神によって選ばれ聖別された皇帝が、政治権力、とりわけ中央集権的な税制と、彼が最高指導者である軍隊を掌握していたのです。政治体制が一時的な不安定にかき乱されたり、皇帝が軍隊のクーデタや首都の反乱によって廃位させられることはあっても、そこでの対立とは、王位や政策方針、宮廷での優越をめぐるもの、つまりは中央権力の掌握をめぐるものにすぎませんでした。小アジア半島で、地方長官率いる反乱が生じて、これは帝国のより全般的な危機によりよく対処するとみなされる皇帝をかつぐためでした。

政治権力細分化という問題関心は、一見すると、ビザンツ帝国にはあてはまらないように見えます。例外とはいえ、1204年直前の20年間、さらにとりわけ、ギリシア側の権威のもとに残ったものが解体していった1203年から1210年頃だけでしょう。しかしながら、この結末は、12世紀を通じて、社会経済的な地方の自律化のプロセスが準備していたともいえ、これは10-11世紀の日本と同様です。さらに遡れば、帝国の最盛期であった10世紀末から11世紀初めの地方の状況を検討する必要があります。当時、中央権力はいまだ強力で、大軍事貴族の土地財産集積や社会的・軍事的重みを十分コントロールしていました。とはいえ、彼らは、最終的には、皇帝と人民との間の遮蔽物となってゆくでしょう。典型的な例として挙げられるのは、カッパドキアのフォカス家です。9世紀に出現したこの一族は、10世紀には非常に強力となり、共同皇帝を輩出しました（ニケフォロス2世フォカス）。しかし、正統な皇帝バシレイオス2世に叛旗を翻し、敗れて以降は歴史の闇に消えていきました。それゆえ、当時の帝国には、上級の軍事官職と莫大な土地を有して、地方全体を反乱に引き込むことができるような大家系が存在したというわけです。ただ、その目標はといえば王位であり、皇帝は、優位に立ちさえすれば、これらの家系を破滅に追い込むこともできたのです。

軍事的理由によるやむを得ない地方分権

ビザンツ帝国は、そもそもローマ帝国の東部全体を含んでおり、そこで帝国の機能を継続していました。しかしながら、7世紀半ばと8世紀末の間に、非常に大きな変容が生じました。

第一に、7世紀から8世紀にかけて生じた領土の縮小で、これは、ビザンツの東部全体、エジプト、北アフリカを襲い、小アジア半島と諸島部に残る部分に脅威をもたらしたアラブ＝イスラム勢力の拡張によるものです。バルカン人についても、スラヴ系民族の大量流入をもたらしました。帝国は、ある時期には、もはや沿岸地域をいくつか掌握するのみでした。

第二に、当時帝国をみまっていたのは、基本的には中世初期に西欧を襲ったものと同様の変化でした³⁶。つまり、540年代以降8世紀末まで続くペストによる人口の収縮や、都市をほとんど無にする程の非都市化現象です。コンスタンティノープルすらも、8世紀半ばには人口停滞を見せています。これは文明の断絶を意味します。なぜなら、ローマ文明はなにより都市に根拠を置いていたからです。最後に、文化的、宗教的な混乱があります。その後の方向性がどうあれ（著名な聖像破壊運動）、帝国はキリスト教をアイデンティティの核とします。

帝国は、アラブの攻勢に対抗することが困難でした。小アジア半島に残ったビザンツ領は、常にアラブによって脅かされていました。同時に、帝国の農村化が進んだため、7世紀後半以後、在地には次第に、独自の軍事・行政組織が出来上がりました。将軍、あるいは地方長官が、徴税を除く全権を掌握する、テーマ制と呼ばれる軍管区です。テーマとは、字義としては、兵士の「編成」という意味で、事実、もっとも古く創設されたテーマは、その地帯に駐屯する軍団の名前が付けられています。小アジア半島南東部のアナトリアのテーマは、東部（アナトレ）軍団駐屯地です。その後、独自のテーマが分割して生まれる一方、帝国が領

³⁶ これこそ、最近の研究の主要な貢献の一つである。「長い7世紀」については、以下の文献を参照。John HALDON, *Byzantium in the Seventh Century. The transformation of a culture*, Cambridge U.P., 1990. この時期、および続く世紀の経済的变化については、以下の基本的な研究を参照。Angeliki LAIOU (dir.) *Economic History of Byzantium. From the Seventh to the Fifteenth Century*, Dumbarton Oaks Research Library and Collection, Washington DC, 2002, 3 vol. ; plus synthétique : Angeliki LAIOU, Cécile MORRISSON, *The Byzantine Economy*, Cambridge U.P., 2007.

土を回復すれば、新しいテーマが創設されもしました。

テーマは、テーマ軍長官が差配する軍管区です。テーマの軍隊は、自分の土地を耕しながら、長官の命令で動員されるパートの戦士によって構成されます。彼ら戦士（ストラティオティス）の土地は、特別な税制上の地位を享受していました。このシステムは、8世紀から9世紀にかけては、効果的に機能していました。かなり均質な中小農民層の広範な存在に依拠していたからで、彼らは税負担に直面して団結した「農村共同体」に編成されていました。しかしながら、ここでもまた、機能が分権化したとはいえ、政治権力自体が細分化した訳ではありません。一時的に不安定な時期を除いては、皇帝は概して軍長官と徴税をコントロールしていました。

このシステムは、10世紀から11世紀初めにかけて、社会経済的状況の変質が進行した結果、崩れていきました。独立自由農民の多くが、より重くなった徴税の負担や有力者の圧力に耐えられなくなったのです³⁷。かくして、土地財産が、しばしばつい最近上昇を遂げた一部の有力者のもとに集中するという、抗し難い傾向が現れました。彼ら有力者はといえば、皇帝に奉仕する軍事職を第一の資産としており、フォカス家などがこれにあたります³⁸。これらの家系は、最終的には「軍事貴族」を形成し（ストラティオティコン。首都の「文官」エリートであるポリティコンと対立する）³⁹、帝国の「中央」と基礎部分との間の遮蔽物となっていくます。軍事的には、在地名望家たちはこれらの権力者の庇護のもとに入り、その個別の軍団に雇われていくのです。これらの大家系は、王位をめぐる党派闘争に巻き込まれ、これに敗れると、手ひどい被害を受けました。

地方に対する「中央」の無関心

1081年、アレクシオス1世コムネノスが皇帝につき、その王朝は1185年まで続きます。この登位は、コンスタンティノープルの特権階層、あるいは、そもそもは小アジア半島を根拠としていたコムネノス家のように、首都に利害を集中させた地方貴族の権力上昇を意味します。同時に、バルカン地方、とりわけアドリアノープル地方の特権層の利害もまた考慮に入れねばなりません⁴⁰。逆に、1071年からトルコの侵入を受けた小アジア半島は、ほとんど重視されませんでした。この地方を回復することはもはや優先課題ではなく、コムネノス王朝も部分的にしか再征服できなかったのです。

帝国は、深刻な激動の段階の後、安定を取り戻しましたが、その基盤は異なるものとなっていました。ジャン・クロード・シェネが強調するところでは、コムネノス朝の帝国の凝集力は皇帝一族の掌握にかかっていた。皇帝一族は、婚姻関係を通じて他の家系を合体しながら巨大な家系集団となっていました⁴¹、ここから、帝国の家産化、社会的には、超強力な特権階層の権力拡大が、かつてないほど進行することとなりました。1110-1180年頃の帝国は平穏でしたが⁴²、この平穏さの影で、地方では深刻な状況の悪化がみられました。地方は、同時代の西欧と同様に、非常な経済成長を経験していたのですが、重い税負担のもとにおかれる一方で、首都のエリートたちは資源を浪費するだけで、地方の状況には無関心とみなしていました。この状況の悪化は、失政が糾弾されたアンゲロス朝のもとでさらに加速し、危機が帝国全般に蓄積していきました。というわけでは、第4回十字軍の直前には、分裂の遠心力が明白となっていたのです。

³⁷ 研究史は、伝統的に、このプロセスを否定的に評価していた。たとえば、Michel KAPLAN, *Les hommes et la terre à Byzance du VI^e au XI^e siècle*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1992. ところで、この変化は、経済成長という文脈で生じたのである。Alan HARVEY, *Economic Expansion in the Byzantine Empire*, Cambridge U.P., 1989.

³⁸ ビザンツの政治システムとその担い手については、以下の文献を参照。Jean-Claude CHEYNET, *Pouvoirs et contestations à Byzance (963-1210)*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1990.

³⁹ ストラティオティコンとポリティコンとの区別については、J.C. CHEYNET, *ibid.*, p. 191 sq. 参照。

⁴⁰ *Ibid.*, p. 219, 360, 370

⁴¹ *Ibid.*, p. 369 sq. ; P. MAGDALINO, *cit. infra*, p. 201 sq.

⁴² コムネノス朝期のビザンツ帝国については、以下の文献を参照。Paul MAGDALINO, *The Empire of Manuel I Komnenos, 1143-1180*, Cambridge U.P., 1973.

ジャン・クロード・シェネの書物のタイトルは、『地方の自律性の発展。1180年から1203年』と題されていますが⁴³、彼が強調するに、この時期の新しさは、在地の名望家をリーダーとする地方の離脱にあります。局地的な防衛の必要性は、1080年頃のように、この事態を説明しません。ブルガリアの「国民的反乱」を別にすれば、ここで指摘せねばならないのは、以下の指導者たちです。まず、テオドロス・マンガファスによって率いられた反乱者たちで、小アジア半島西部のフィラデルフィア付近で、1189-90年、さらには1202-4年にも現れました。また、ネウポリスやペロポネソス付近に拠点を置いたレオン・スグロス⁴⁴や、1204年にトレビゾンドに現れたコムネノス家のメンバーたちです。最後の者たちは皇帝の一族ですが、ほとんどの場合、これらの地方名望家たちは、皇帝一族とは無関係の、地方の中貴族出身で、地方に居住し、下位の役職についていました。この貴族階層こそ、当時上昇の過程にあり、1204-05年に多数乱立した亡命政権の基盤となったのです。15ほどのギリシア系政権が数えられますが、その大半は長くは続きませんでした⁴⁵。ニカイア帝国を創設したテオドロス・ラスカリスは、皇帝一族の一員で、最後の皇帝の一人、アレクシオス3世アンゲロスの女婿でした。

ビザンツ世界においては、1204年は非常に現実的なある断絶を画しています。1261年に首都が奪還され、帝国が復興されたとはいえ、その後、領土が縮小し弱体化したビザンツ空間は再び統合されることはありませんでした。しかしながら、その歴史はまた別の物語です⁴⁶。

エピローグ

ビザンツ帝国においては、真の政治権力細分化は、それゆえ最後に生じただけです。統一と分裂についてのこの長い考察が私たちに教えてくれるのは、公権力の細分化を語ることは慎重であるべきということです。これは、さまざまな場合、「中央」がどうしてもなく弱体化したため、在地のイニシアティブがこれに対応するような事態を念頭においています。在地の権力は、戦士たる領主から共同体や誓約団体に至るまで、非常にさまざまな形態をとりえます。逆に、実際によく見られた図柄は、以下のようなものです。帝国や王権はなお凝集力を保った中央権力を保持している一方、「中央」は実際の権力掌握を失い、現場で公権力の行使を委託された在地の有力者がこれにとってかわります。彼らは、この権力を私物化し、在地の有力者相互で同盟を組みながら、弱者を抑圧して、自らの庇護民としていきます。このような事態は、厳密な意味での権力の細分化ではありません。「中央」と在地の民衆の間に遮蔽物が出来たと考えるべきなのです。

⁴³ J.C. CHEYNET, *Pouvoir et contestations*, op. cit., p. 446

⁴⁴ *Ibid.*, p. 454 sq.

⁴⁵ *Ibid.*, p. 463 sq.

⁴⁶ Voir Alain DUCCELLIER, *Les « principautés » byzantines sous les Paléologues : autonomismes réels ou nouveau système impérial*, dans : *Les principautés au Moyen-Âge*, Actes du Congrès de la société des historiens médiévistes de l'Enseignement supérieur public, Bordeaux, 1973 : Bordeaux 1979, p. 161-172

コメント「日本中世史の視角から」

高橋 一樹

ジャン・ドリュモア教授の講演を拝聴して、最初に驚いたのは、比較史研究を行ううえでの前提をなす、日本中世史に関する理解がきわめて高いレベルにあることでした。そして、その根底に、ピエール・スイリ教授（現在ジュネーブ大学）の著書があることを知って、大いに納得したところです。スイリ教授は、おおむね 1980 年代までの日本中世史に関する議論の枠組みを、日本の学界で直接に吸収しておられるからです。

ただし、今回の比較史研究会の主題である中世の国家権力を日本について論ずる場合、とくに 13 世紀以降の首都京都における朝廷と、その地方統治組織がほとんど考慮されていないことが気にかかります。朝廷は古代以来の伝統的な中央政府として、8 世紀の律令制にもとづく古典的段階からは変質を遂げますが、13 世紀以降も国家権力の中枢に居座り続けています。日本中世の朝廷や貴族社会に関する研究が飛躍的に進展したのは 1980 年後半以降のことですから、その重厚な成果はまだ十分にヨーロッパに紹介されていないのでしょう。

これとあわせて、日本中世の武士の発生に関する議論が本格的に転換するのも、じつは 1980 年代からです。戦士たる武士は地方社会で発生するのではなく、中央の貴族社会から生まれたのであり、彼らの多くがその後、地方社会にどのようにして活動の場を広げ、そこでいかに権力を扶植していくのかがあらためて問われることになりました。そして現在の研究状況では、戦士たる武士たちが地方社会で基盤としたものは、農村ではなく、流通やそれをコントロールする都市であったという議論が有力になってきています。

ところで、13 世紀以降の日本中世の国家権力は、貴族政権たる朝廷と武家政権としての幕府による複合体になります。複数の法圏が分立しつづけるように、両者は一体化することはありません。両者間のパワーバランスが前者から後者に重点が移動していきます。そこには、13 世紀以降の内戦と 13 世紀後半の対外戦争が大きく寄与しています。幕府は朝廷のさまざまな権限を吸収または奪取していくのですが、朝廷や天皇が消滅することはありません。天皇と朝廷については、権威の問題だけでなく、権力そのものにかかわる固有の問題を考える必要があります。

日本古代と中世の天皇や貴族は、首都とその周辺から原則として動きません。したがって、地方社会で税を収奪し、それが中央にもたらされる必要があります。中央と地方とのあいだを介在して、徴税と納税を行う権限が確立・重視され、その担い手に権力と富が生じます。古代と中世のそれぞれ終末期すこし前（10 世紀後半と 15 世紀半ば）に、そうした徴税と納税の方法を含めて、地方統治システムの大幅な変革をとまなう「小さな政府」化が進行しました。

この改革は、10 世紀は朝廷によってですが、15 世紀は幕府の手になります。どちらもカウンティ（日本の史料用語では「国」）を単位として、10 世紀は国司に、15 世紀には守護に、それぞれ一定額の中央への貢納物を義務づけるかわりに、地方統治の委任が進められたのです。とくに守護は、国司の権限を吸収した軍事行政官であることに注意が必要です。10 世紀以降は、人民把握および人頭税賦課の放棄、そして土地を基準とした課税と徴税者の把握へと移行しますので、土地所有の軍事化、あるいは徴税行為の軍事化ともいえるべき現象が強まります。

その点ともかかわって、さらに重要な点は、中央と地方に介在する中間的な権力を、幕府とそれに結集した戦士たちが 13 世紀以降、掌握していくことです。戦士たちは広い意味で貴族階層に含めてよいのですが、彼らは首都と地方社会との双方に足場をおいています。13 世紀後半以降、みずからの活動の重点を地方社会に移していき、それを束ねるひとつの柱が守護なのです。守護と敵対して戦士たちのみで同盟を組む場合もありますが、いずれにしても、14 世紀以降の地方社会を掌握していくのは戦士たちです。いわば国家権力の担い手は階層的にも下降分散化していくことになります。そして、このプロセスは、13 世紀段階まではかなり限定的であった戦士身分を、量・質ともに地方社会で拡大させることにもなりました。そ

れは、14世紀末期から15世紀前半の比較的安定期を除いて、長期の内戦が日本列島を覆っていたことと無縁ではありません。

日本中世における国家権力の解体と考えられているプロセスは、いくつかの戦争による偶然の要素も含みつつ、このように段階的かつ、ある意味で「秩序」だったものとして把握することが可能です。そして、日本中世の「封建制」的な諸関係とは、このプロセスにあらわれる戦士集団に特徴的な現象を、日本の近代歴史学がヨーロッパモデルに適合させて表現したものといえるでしょう。

ドリュモア教授が指摘される、12世紀後半から13世紀第1四半世紀までの期間がきわめて重要なのは、大規模な内戦を通じて、一部の戦士集団を構成員とする軍事政権の幕府が成立し、国家権力における発言力を高めていくことです。幕府は首都から遠く離れた東日本に作られ、その東日本を基盤とします。この幕府と東日本を「国家」とみるか否かで大きな論争がありましたが、その決着はつかないまま、むしろ幕府という武家政権の成立と存続は、日本中世にとって「東アジアの辺境ゆえの悲劇」とする評価が、1980年代以降、高まっています。幕府はほんとうの「地方の覚醒」にとって阻害要因であったのではないか、という議論です。

カウンティごとに国司や地方行政機関の権限を吸収した守護が地域社会で権力を高め、それを揺りかごにして軍事力本位の戦国大名が登場しますが、この過程に幕府という権力体がはたした役割を見逃すことはできません。そして重要なのは、おおむね15世紀後半から16世紀後半までの戦国時代であっても、中央の国家権力（朝廷と二つ目の幕府）は解体しておらず、むしろ地方の戦国大名たちのあいだには首都の権力に対する少なからざる求心力がはたらいている、という現象を強調する研究動向もあります。

問題は、この日本中世における幕府の成立から戦国大名の登場は、国家権力の分裂をしめす現象なのか、ということです。とりわけ守護から戦国大名への展開は、前述した10世紀以降のある意味「秩序」だったプロセスが、途中からあらぬ方向に結実してしまったのではないのでしょうか。それは、ドリュモア教授のいわれる、「機能の細分化」であって、中央と地方との「遮蔽物」が肥大化した現象と捉え直す余地はないのでしょうか。事実、16世紀においては、地方で収奪された税は首都にほとんどもたらされず、貴族社会は事実上の機能停止状態まで追い込まれてしまいましたが、それでも消滅することはありませんでした。これを権威と権力の分化で割り切れるのでしょうか。

ドリュモア教授は、ビザンツ帝国の事例との比較を念頭に、「公権力の解体」と「機能の細分化」を区別することを明確に指摘されています。この論点は、日本中世の国家権力と社会との関係を考えるうえでも、きわめて有効と思われます。むしろ、日本国内の中世史研究では、この論点についての認識が従来は不十分だったのではないかとさえ、感じられます。権力の分裂なのか、それとも機能の細分化なのか、この両者の明瞭な区別とそれの実際の歴史的事実への適用に不適切な部分があったのではないかと。

さしあたっては、10世紀以降の歴史的展開（単なる古代の解体ではなく、8世紀に導入された律令制に覆われていた分裂の要素が中世に表面化してきた、と捉える研究動向もわずかながら芽生えてきています）を丹念にたどりながら、最終的には15世紀後半からの約1世紀間、いわゆる戦国時代をどのように評価するかには問題は集約されます。もちろんその場合には、このコメントでまったく触れることのできなかつた、自立的かつ自律的な村落の成立をどのように位置づけるか（これは前述した、中世社会における戦士の量的・質的な拡大や、徴税と納税を誰が担うか、という問題に直結します）、ということも必要になります。

最後にビザンツ史の理解について。日本のビザンツ史研究の成果では、12世紀までに、テマ制度の確立とそれに立脚した貴族層による土地所有の拡大、そして彼らによる地方統治の強化がはかられており（皇帝の権力はこのような体制に乗っかっている）、それ以前とは異なる帝国の統治システムの変質を観察しています。この点を前提にすると、ビザンツ帝国の崩壊過程は、教授がご講演で述べられたような、中央集権国家のごく最後に解体が訪れた、という理解と質的に異なることとなります。これは上述のような日本中世との比較をするうえでも重要な問題だと考えます。